

観光客等一時滞在者への情報伝達手法および内容について(案)

- 観光客等一時滞在者に対し、緊急速報メールサービス等により、以下の文案にて、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを行う。

1 地震等の複合災害による警戒事態の場合の通知文(案)

立地市町で震度6弱以上の地震が発生した場合
(県内では地震による避難が必要ない状況を想定)

(〇〇市・町)からのお知らせです。先ほどの地震による影響について、〇〇発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、屋内退避を行っていただく可能性があります。UPZ内の観光客等の皆様は、屋内退避に備え、帰宅や宿泊先に戻るなどしてください。住民の皆様は、現在のところ屋内退避や避難を行う必要はありません。府県や市町の情報に注意し、落ち着いて行動してください。【197文字】

2 原子力施設単独の異常により警戒事態に至った場合の通知文(案)

原子力発電所で、3時間以上の外部電源喪失等

(〇〇市・町)からのお知らせです。先ほど、〇〇発電所で施設の異常が確認され、安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、屋内退避を行っていただく可能性があります。UPZ内の観光客等の皆様は、屋内退避に備え、帰宅や宿泊先に戻るなどしてください。住民の皆様は、現在のところ屋内退避や避難を行う必要はありません。府県や市町の情報に注意し、落ち着いて行動してください。【196文字】

○ 考え方

1 情報伝達手段について

広く注意を喚起するという観点から、緊急速報メールサービスを用いる。メールサービス圏外に観光客等がいらっしゃる可能性があることから、防災行政無線による注意喚起を行うとともに、防災ヘリ等による周知についても必要に応じて実施する。

2 文案について

メールサービスに文字数制限（200文字）があること、および長文での防災行政無線等による周知は情報の伝達が困難であることから、通知文で観光客等へ「注意喚起」を行うことを主眼とする。

3 観光客等への詳細な情報伝達について

メールサービス等を入口として、観光客等がお持ちのスマートフォン、携帯等により、自ら県または市等のホームページから情報を収集いただくことを想定し、準備を行う。

警戒事態が発生した場合、メールサービス等により周知を行うとともに、滋賀県ホームページのトップページに、ハザードマップや原子力防災対策に関する情報（住民とのリスクコミュニケーションで活用しているパンフレット）へのリンクを貼り、原子力防災対策への情報アクセスの向上を図る。